

横浜たばこ病訴訟第1審判決について

2010年2月15日

横浜たばこ病訴訟原告弁護団一同

1 棄却の判決

2005年1月19日に提訴した「たばこ病をなくす横浜裁判」は、4年半の審理を経て2009年6月24日に結審を迎え、2010年1月20日に判決が下されました。

結論としては、損害賠償請求、自販機での販売を行う小売業者への販売差止、たばこ規制枠組条約に沿った形での警告表示の義務付けの3本柱の請求をいずれも棄却する判決でした。

2 理由中の判断（東京訴訟との比較）

但し、その理由中の判断は、本件訴訟と同種のいわゆる東京たばこ訴訟判決に比較すると、格段に前進しているといえます。

（1）判断対象期間を限っての判断

例えば、本判決は、原告3名のうち少なくとも誰か1人が喫煙していた期間（昭和22年10月頃～平成5年9月22日）を「本件判断対象期間」として、何度も、「本件判断対象期間」当時判断であることを断りながらの判断であり、最後にはわざわざ「付言」として本件判断対象期間以降の話は別であると言っており、あたかも、現在の判断であればたばこの製造販売は違法であると判断しているかのように読めます。

（2）有害性について

たばこの有害性についても、JTの「肺がんの原因と発生機序のすべてが解明されない限り因果関係を肯定することができない」といういわゆるメカニズム論の主張を明確に排斥した上で、「喫煙が肺がんの極めて有力な原因となっているという定性的意味での因果関係を肯定するには十分」であり、「肺気腫についても、たばこが肺気腫のリスクを著しく高めるという限度では、上記認定から優に認めることができる。」と判断しています。

（3）依存性について

依存性についても、「アルコールよりも格段に低い」という東京訴訟判決を引用してのJTの主張を一部取り入れながらも、「たばこの依存性の程度は、個人差が顕著に大きいものと推認される」という限度で認定し、「いずれにせよ、禁煙を試みながらこれに成功しない者が少なからず存在するという点で、たばこの依存性は決して軽視することができない程度のものである。」と判断しました。

（4）予見可能性を否定

その上で、上記有害性及び依存性に関する日本たばこの認識については、本件判断

対象期間当時における認識であることを何度も断りながら、また、JTの認識を「現時点での知見の水準から回顧的に判断することはできない。」と断りながら、上記のような有害性及び依存性の認識を有していたとしても、我が国における定量的な意味での危険性の認識までを有していたとは言えないので、「従前どおりの方法でたばこ製造販売を続ければ、不特定多数の者がたばこ関連病に相当の蓋然性をもって罹患し、いずれは死亡することを認識していた」とはいえないと判断しています。

(5) その余の事情についての判断

棄却の結論を出すだけなら、上記予見可能性の部分まででも足りるのです。

ところが、判決は、わざわざその判断に続いて、「以上の認定によれば、被告日本たばこにおいて、たばこが、肺がんの極めて有力な原因の一つであり、肺気腫のリスクを著しく高めるものであること、また、禁煙を試みながらこれに成功しない者が少なからず存在するなど、たばこの依存性は決して軽視することができない程度のものであることを認識をしながら、その製造販売を継続していたというべきであり、このことが、たばこの製造販売行為の違法性を基礎づける方向に考慮せざるを得ない極めて重要な事実であることは、否定しえないというべきである。」として上記程度の認識であっても違法性を基礎づけることを認めているのです。

もっとも、最終的には、JTの「たばこは大人の嗜好品論」を採用し、また、その前提として必要とされる有害性及び依存性に関する情報開示もたばこ包装への注意表示という形で足りているとか、JTは、たばこ事業法等に基づき、たばこの製造販売を行うべき法人としての位置づけを法律によって付与され、そのような任務の遂行を国家から求められていたとか、喫煙が古くから社会に受容されてきていることなどを認定して、総合的には、たばこの製造販売行為を不法行為法上違法と評価することはできないと判断しています。

(6) 評価

このように、結論としては全部棄却の判決ですが、東京訴訟判決に比べると、その理由中の判断は現在の知見に沿う部分も多く見られるようになりました。これは、既に「たばこ規制枠組条約」の批准・発効がされ、警告表示の強化もされている現在、あまりにも世界の常識とかけ離れていた東京訴訟判決を維持することは、もはや裁判所にもできなかつたということかもしれません。そのような裁判所の判断を後押ししたのは、多数の支援の方々の方が背景にあったことは否定できないと思います。毎回大法廷で傍聴券を配布するほど多数の方々注目しているということが、常識とかけ離れた判断をすることができないという当たり前のことを裁判所にも意識させたのではないかと思います。

但し、結論としては全部棄却の判決ですし、全体的に踏み込んだ判断を避け、また、棄却の結論を導くための理論構成自体や、その前提となる事実認定にもおかしな部分が多々見られます。特に依存性についての事実認定が、例えば2000年の柳田知司

の動物実験と同年の英国王立内科医師会の報告を同列に論じるなど証拠の価値評価を誤っているために、事実在即していない極めて消極的な認定にとどまっており、そのことが違法性の認識における日本たばこに対しての甘い認定につながっていると考えられます。その他、因果関係について定性的意味に限っているものこれを認めていることは評価できますが、最終的には疫学についての無理解を露呈しているといわざるを得ません。また、上記のとおり、たばこの製造販売が国法上求められていたことを違法性を否定する事情として考慮しているのですが、このことこそが国の責任を基礎づけるものであり、各喫煙者の禁煙への動機づけを阻害したという面を評価できていないことも大きな問題と考えます。

総じて見ると、現在の知見から日本たばこの認識を回顧的に判断はできないと断った上で、平成5年までの本件判断対象期間に限っての判断であることを何度も強調し、最後には、わざわざ付言までしていることから分かるように、本判決は、現在の知見からすれば、たばこの製造販売が違法であるとの判断をせざるを得ないところを、棄却の判断を導くために相当無理をしているという印象を抱かざるを得ません。ご存知かもしれませんが、本件訴訟では、2008年4月に裁判官の交代がありました。交代された新裁判長は、東京訴訟第1審判決の際の右陪席裁判官であり、新右陪席裁判官は、東京訴訟上告審の際の最高裁調査官です。東京訴訟を棄却した裁判官らが2名も横浜に送られてくるという事態に対し、弁護士も裁判官の忌避という手続きをとるかどうかが悩みましたが、弁護士任官であり、かつては医療過誤弁護団のメンバーであった水野邦夫裁判長への期待を込めて判決に臨みました。しかし、判決内容を、この裁判官の交代とも併せ考えると、やはり、東京訴訟に引き続いての「結論ありきの判決」だったのではないかと考えざるを得ません。

(7) 今後の展望

しかし、既に「たばこ規制枠組条約」の批准・発効がされている状況において、現在の知見を無視することはできないのであって、本判決が、平成5年までを射程範囲としていることを何度も断わり、それ以降はたばこの製造販売が違法となる可能性を暗に示しながら、敢えて司法判断をすることを避け、その判断を国民の議論に投げた弱腰の判決となっているのは、いかに「結論ありきの判決」といっても、その限界が迫っていることも示唆しているといえるのではないのでしょうか。

3 控訴の判断

そもそも私企業でありながら、法律によってその株式の過半数を財務大臣が保有するという異常な状態を速やかに是正し、私企業によるたばこの製造販売を、政府が、国民の健康という観点から規制するという本来あるべき姿に戻せないのであれば、国際社会における我が国の異常性がますます際立って行くことになります。

また、このままでは、タバコが嗜好品であるという一言で、私企業でありながら、その製品リスクを負うことなく収益だけをあげていくことをタバコ会社にのみ許していく

という不公平で異常な状態を続けていくことになってしまいます。

少なくとも、仮に「大人の嗜好品」といえる余地があったとしても、その大前提として条約に沿った形での警告表示は不可欠ですし、自動販売機ではその表示も意味を成しません。タスポ導入後でも多数の未成年者が自動販売機でタバコを購入しているという事実も「大人の嗜好品」論とは相容れません。

上記の次第から、弁護団としては、公正かつ適切な事実認定及び法の適用を行なえば、原告らの主張が入れられはずであるし、また、本件第1審判決の判断枠組みに仮に従ったとしても、依存性等についての事実即した認定がされれば結論が異なってくると判断し、平成22年2月1日、原告3名全員で東京高等裁判所に控訴しました。

4 今後の応援のお願い

結論は棄却ではありましたが、支援の方々の力が裁判の公正を担保するという可能性を本件第1審判決では見ることができました。控訴審においても、引き続いてのご支援をお願い致します。

以上